

自治体が個人情報情報を漏えいしているの？

消えぬ情報漏えいの懸念、マイナンバー制度は廃止を！

各自治体に送り返した決定通知書が戻ってきました

各自治体から従業員の住民税の特別徴収(給料から天引きすること)を行っている事業所に通知される「住民税特別徴収税額決定通知書」に、従業員の個人番号(マイナンバー)が記載されている問題で、春日井民商では、従業員が本人の意思により事業所へマイナンバーを提出していない場合でも事業所が自治体からの決定通知書で従業員の個人番号を知りうることになるという事は自治体による個人情報の組織的漏えいに当たるとして、各自治体の首長あてにマイナンバー記載のない通知書交付を求めて返送しました。

先日、その返信が各自治体(瀬戸市、春日井市、小牧市)から届きましたが、マイナンバー記載のない決定通知書ではなく、送り返した決定通知書がそのまま戻されており、その理由を記した書面は、各自治体とも一言一句同じで、市長あてで送付したにもかかわらず、市民税課長など課長級職名での返信でした。(二宮市は市長名での返信とのこと)。

このため、春日井民商では再び各自治体へ決定通知書を送り返しました。

消えぬ情報漏えいの懸念、県内では蟹江町で誤配も

また、マイナンバーには個人情報の漏えいの危険性がつきものです。情報漏えいを懸念して名古屋市などのようにマイナンバーを記載せずアスタリスク(*マーク)にして送付したり、簡易書留で送付したりする自治体もありますが、多くの自治体ではマイナンバーを記載し、普通郵便で送付する場合があります。

しかし、普通郵便には誤配の危険性がつきもので、現に蟹江町で誤配が発生しています(『中日新聞』6月3日付)し、表面化していない誤配はもっと多いと思われる。

そもそも、これまで特別徴収事務にマイナンバーがなくても何の支障もありませんでした。そして、これからはマイナンバーがなくて困ることなど何一つありません。こんな危険なマイナンバーは、きっぱり中止を求めていきましょう。



源泉所得税中間納付実務のご案内

源泉所得税(給料の預り税金)は、1～6月分をまとめて7月10日(月)までに納めることになっています(納期の特例を受けている場合)。この実務を下の日程で行います。

<日程> いずれも民商事務所2F

- ② 7月4日(火) 10時～12時
- ③ 7月6日(木) 14時～16時

この日程で都合の悪い方はご連絡ください。

<持ってくるもの>

- ①従業員、専従者、役員などの給与明細
(できれば源泉徴収簿に記入してご持参ください)
- ②納付書(白紙のものと、過納税額があった方は昨年の年末調整で作成した納付書の控え)
(事務所には白紙の納付書がありません。納付書がない方は早めにご連絡ください)
- ③電卓、筆記用具など

**今年も好評発売中！
小豆島のそうめん**
1.8kg 2,200円



お・こ・と・わ・り

7月10日(月)～11日(火)は、愛商連事務局員交流会参加のため、事務局は2名とも不在となります。事務所にご用の方はご注意ください。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀